

大分市告示第 551 号

騒音規制法（以下「法」とする。）第3条第1項の規定に基づく特定工場等から発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定すること並びに法第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準を定めることについて、法第3条第3項及び第4条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

1 規制する地域

別図のとおり指定する。

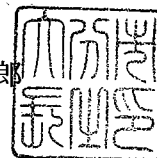
旧野津原町全域（既に指定されている大字野津原の全域と大字廻栖野の一部を除く。）

2 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝	夕	夜間
		自 午前 8時 至 午後 7時	自 午前 6時 至 午前 8時	自 午後 7時 至 午後 10時
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル		45 デシベル

令和 4年 11月 1日

大分市長 佐藤 樹一郎



附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5年 4月 1日から施行する。